

ニュース読者づくりを

県内で1000名の実現



「社民党がんばれOB・G福島の会」は、9月24日の「ニュース取扱者会議」の開催をもって9年ぶりに運営委員会を再建することができました。とは言え、全県的に「地区の会」、さらには「会員」が存在しないという実態であり「片肺飛行」の離陸です。この飛行を少しでも長く続けるためには、「ニュースの発行」と、そのニュースを「配布続けて頂いている地域の担当者」の努力に掛かっていると一言でも過言ではありません。よく述べられることですが「継続は力」そのことです。

「どいつも」老後の介護と医療」が話題に！

来る2025年は、戦後の第一ベビーブームで誕生をした皆さんが75歳を迎える年です。それは、今まで経験をしてこなかった高齢化のピークを迎えることであり、高齢者にとつては避けることのできない「介護と医療」にかかわる諸問題が大きく取上げられ、しかも政治的対決の深まる年と受け止めなければなりません。

まさに「大介護」の到来です。

過日、いわき市議会選挙がありました。全県

から応援ということもあつて参加をしました。私が行動をした地域は、いわき市内でも比較的古い団地と聞きました。案の定、訪問先での在宅の皆さんのほとんどが高齢者です。そこで話題となったのが、どこでも「老後の介護と医療」に対する不安でした。

いわき市は^{3.11}の原発破壊の一時期10万人にも及ぶ避難者を出した町です。しかし、玄関先で話し合う課題は原発でもなければ放射能でもありません。

生活の環境の中で関心ことも変わる

子どもが小さいときは、幼児や小学生の姿に目がいったものです。しかし、その子どもも成長し社会人となつて家を出る。途端に関心ごととは変わります。また孫が誕生をしました。すると近くの公園や幼稚園で遊ぶ子どもにも目がいきます。また小学校から聞こえてくるプラスバンド音色が耳に入ります。しかし、その孫も成長し離れていく。公園での子どもの声もプラスバンドの笛、太鼓の音も耳に入らなくなり、つまり自分の関心ごとはその生活の実態の中で変わるといふことです。

今、65歳以上の高齢者が国民の3割を超え、超高齢化社会を迎えようとしています。また

「終活は自宅で」と望みつつも、約8割に近い高齢者は病院のベットが「人世最後の場」となっている実態にあります。また、改悪を続ける介護保険制度は「いつでも・どこでも・誰でもが必要な介護が受けられる」という介護の「社会性」は失わせつつあります。

この間「OB・Gニュース」は、高齢者問題を主要なテーマとして編集をしてきました。そのことは、共通の課題をもつ世代が国民の3割を占めること。しかも政治参加（投票率）の高い年代であること。この皆さんに社民党応援である私たちがアタックしない手はないと考えたからです。言い換えれば今、社民党が支持を得ようとする有権者の層は「何処か」といふことです。

「からし種」の譬えがあります。「どんな種よりも小さいが、成長すると野菜の中で一番大きくなり、空の鳥が来てその枝に宿るほどの木になる」また「蟹は己の甲羅に合わせて穴を掘る」と言います。

今般の再建会議の中で「ニュース読者1,000名の実現を」「地域の配布者とそれを支えるもう一人の仲間づくりを」そして「党組織のある県内全地区に『読者の会』または『OB・G地区の会』の設立を」という方針を確認いたしました。

1人でも多くの「種を巻き、穴を掘る仲間」をつくりたい。そのための協力を求めます。

(福島地区の会・事務局長 降矢 通敦)

警戒を強めなければならない、

それが「福島に限る特例法」!!

「政府は東京電力福島第2原発（福島県楡葉町、富岡町）について、再稼働申請の条件に地元自治体の同意を義務付ける特例法の制定を検討していることが23日明らかになった。施行後3年間で地元同意を得られなければ廃炉にすることを盛り込む。この原子炉等規制法の『特例措置』として早ければ26日召集の臨時国会に法案を提出する方針」と報じている。

これに先立ち世耕弘成経済産業相は、8月19日内堀福島県知事と会談をしている。その中で内堀知事は東京電力福島第2原発の廃炉を求めたことに対し、世耕大臣は「一義的には東電が判断するものだ」としつつも、「福島県民の心情を察すると新規制基準への適合審査を申請している他の原発と同列に扱うことは難しい」との認識を明らかにしたとも報じられている。（福島民報8月20日）

これを踏まえ「福島第2原発については今もって東京電力は明確な対応方針を示していない。福島県や同県議会は廃炉を求めている。政府が地元の意向を尊重することを法律で定めることにより、再稼働は一段とハードルが高くなり廃炉の可能性が高まりそうだ」と地元紙は解説をしているが、果たしてそうなるだろうか。そこで、この二つの記事を重ね合わせて考えてみたい。

同意を得る地元とは、他県の再稼働から考える

政府は、規制委員会の「新規制基準」の審査により安全と判断されたものから再稼働をすすめることを方針としている。また原発を日本の重要な電源であることを公言し、さらに「安全原発の輸出」を国策として強めている。そこで特例法である。福島第2原発は「他と異なる」。よって規制委員会に申請をする前に「地元住民の同意が必要」と定めると言う。

しかし、同意を必要とする「地元」の対象範囲を明らかにしていない。世耕大臣が述べている「福島の場合は特別で『地元』の住民感情を考慮しなければならぬ」と言うが地元の範囲はどこか。第2原発から30キロ、あるいは60キロ離れた地域の住民も無視できないとなるのか。そのことは、すでに取り組まれてきた「再稼働地域の指定」の実態からしても灰色である。

仮に、楡葉町、富岡町の住民を「地元」としよう。では特例法成立3年後の両町は、そして両住民の生活実態はどうなっているのか。その先は残念ながら見えない。

政府も電力会社も再稼働を進める原点は「経済」である。またプルトニウムと核燃料サイクルの問題は「政治」である。そこには「住民感情」なるものを差し挟む余地があるだろうか。さらに「福島第2原発の廃炉は他県への波及効果」が大きい。

その中で「特例法制定」とはいったいどう

いう風の吹き回しだろうかと訝るのは誤りであろうか。

県民の総意は廃炉、なぜ「特例法」が必要か

さらに指摘をしたいものに「廃炉費用を含む補償費」がそこに絡む。「特例法」により住民の同意が得られなかった場合、東電は「国が定めた法律に従い廃炉を決定した」という受け身の立場に立つ。そして「廃炉は国の法律により決めた事、一切の費用は政府（国会）が負担すべき」という論法が出てきても不思議ではない。結果して国民の負担が生まれる。その時「福島は特別」という意義が国民の総意としてくみ取って頂けるか。そこに政府、電力会社の分断攻勢が仕組まれてくると考えられないか。

それを打ち破るためには「福島県の総意が全国民の総意となる」ための総がかりの運動が必要となる。それを福島県民はやり切らなければならない。

あらためて主張したい。福島県民の総意はすでに「廃炉」と決まっている。総意を尊重するのであれば「なぜ、わざわざ特例法による同意」を持ち出す必要があるのか。

この間、政府や電力会社が進めてきた再稼働に向けた住民に対する懐柔策を見る。さらに沖縄における米軍基地建設の強行と住民に対する「ちらつかせる交付金」の実態を見る。このことを忘れてはならない。

再度強調したい。「警戒を強めなければならない特例法」であることを。

原発も無くさない・空港は無くならない

それっていいか一致していいか？

「東電の福島第1原発事故の賠償の支払いには、国の認可法人『原子力損害賠償・廃炉等支援機構』から必要な資金の交付を受けている。そして同機構には、大手電力が負担金を納付している。しかし、ここにきて東電の數士会長が『未踏の分野である。しかも膨大な費用が伴う廃炉の費用、及び賠償金は背負いきれない』として、政府に検討を申し入れた」のが9月の上旬であった。

ここにきて政府の対応が示された。あたかも「待っていたかのような素早い姿勢」である。その内容は「政府は、東京電力福島第1原発の廃炉費用の支援などを検討する有識者委員会の初会合を来週にも開くことが16日明らかになった。複数の財界人らが加わる方向で調整している。そして東京電力の経営改革も併せて議論し、費用負担の在り方について年内に一定の結論を出す方針だ。委員会は経済産業省と東電、原子力損害賠償・廃炉等支援機構のほか有識者らで構成。費用の負担によっては、電気を利用する国民の負担増につながるためオールジャパン体制で検討する。安易な救済策にならないよう、東電にも厳しい経営改革を求める」というものである。(時事通信9月17日)

しかも、想定される有識者とは、経団連・日本商工会をはじめ、その他大企業のトップの顔

ぶれとなっている。しかもオプザーバーとして東電の広瀬社長も参加をする。

またもや強行するのか「有識者会議の政治」

政府に、財政的支援を求めということは、国民からの税金であり、強制的に徴収される電気料金による負担である。そうであれば国民の意志の反映こそが筋である。共通の「大きな財布」を持つ仲間たちの集まりで決められてはたまたまのものではない。

またもや強行するのか。安倍政権が得意とする「有識者会議」をもつて国民の総意とみなす政治のあり方である。後は数で押し切る国会の決議を待っただけ。有識者会議なるもの構成メンバーを含めて疑問と怒りを持つものである。

そこで、どうしてこのようなことになるのだろうかということを考えてみた。そして思い当たるものがあった。それは「日本の空港は何故こんなに多いのか」というテーマと結びつく。

国内空港なぜ無くならないの

そこに「オールジャパン」の

政治的意図が見えないか



現在国内の空港は97、成田、羽田、伊丹など国の管理と地方自治体のそれなどである。同時に、これらすべての空港は国の設置、及び管理下に置かれている。そこに「空港整備特別会計」がある。その帳簿には全国すべての空港から吸い上げる「空港使用料、燃料税、着陸料、停留料、保安料、施設使用料など」が歳入として計上される。つまり儲け頭の成田、羽田や伊丹な

どをはじめた膨大な収益が一本化され、全国大方の赤字空港に流れ補填される。そして維持される。まさに「オールジャパン」である。

地方の軌道やバスの赤字路線は、地域住民の存続要求があっても廃止に追い込まれる。しかし、空港は安泰である。地方自治体が設置した空港の廃止とか、そのことが地方議会で決議したというケースは聞かない。仮に「県の空港は赤字だ。県民からの持ち出しが必要」だとなっても、県民は果たして「わが県の空港を廃港しても良い」となるだろうか。

国策として政府は空港を維持する。自治体もまた市民も「赤字」を黙認する。経営上成り立たなくとも「空港は残る」。そしてそのツケは「高い飛行機代」となる。それでも国民は利用する。

国策として進められた原発の温存政策と、その経営に携わる大手電力企業が「国の支援で生き残ろうとする」とする事実。これってどこか「特別会計」に似ていないだろうか。そこには「無くすことができないもの」ということで一致する。「無くすことのできない原発の政治的意図は燃やし続けるしかないプルトニウム」の存続のためか。では「無くすこと」の出来ない空港の意図は「それは「軍事的基地として使える空港の国内温存のため」と考えたらどうだろう。」

とすれば辻褄が合う。



自衛隊「南スーダン駆けつけ警護」

それが青森駐屯隊であることの意味合いは・

稲田防衛大臣は、自衛隊の新たな任務になった「駆けつけ警護」などの訓練を25日から開始すると表明した。そのうえで9月中旬に南スーダンを訪問し現地の情勢を確認した上で10月にも最終判断すると伝えている。(8月31日)

それに先立ち「しつかりと準備が整ったものから、新しい任務も含めて、駆けつけ警護等も含めて訓練をしていく必要があるかと思えます」と述べ、「駆けつけ警護や宿营地の共同防衛など新たな任務の訓練を始めるのは11月から南スーダンのPKO(国連平和維持活動)に派遣される陸上自衛隊の部隊です。どんな場合にも対応できるように各部隊で必要な訓練を実施する考えを強調」したと新聞報道は付け加えている。(8月24日)

このニュースを聞いて「さて、どこの駐屯地から」派遣(派兵)されるのかと気になり調べていて目にしたのが青森県の地元紙「東奥日報」の記事である。そこには「陸自青森に安保法新任務検討」とある。

死の彷徨・陸軍第8師団を思い出す

そこには忘れられない記憶「八甲田山・死の彷徨」がある。酷寒の地で、日本の山岳史上、そして軍事史上に残る最悪の惨事が起きた。遭難したのは陸軍第8師団に所属し、青森に駐屯していた歩兵第5連隊の将校、下士官、兵卒ら

210人の内199名が死亡した事件である。その雪中行軍は対露戦争を前にしての「酷寒地実験」であったと言われている。そして今般、日本の自衛隊史における「初めての実験」が、自衛隊青森駐屯の部隊に科せられる。その「歴史の罪は重い」ことを知るべきである。

沿道から拍手を浴びた若い隊員の命は

さらに、もう一つの記憶がある。「弘前ねぶたまつり」である。次から次へと繰り出される山車の中で一段と大掛かりな集団があった。それは「陸自青森の弘前駐屯」の「ねぶた」である。路上の観客は惜しみのない大きな拍手を若い隊員に送っていた。今から20年前のことである。あの若者たちも30代になっていくだろう。いまだ青森駐屯隊にいるのか、どうか。しかし後続の若者は存在しているだろう。その隊員をたちが、またぞろ危険な実験場に駆け出されようとしている。ねぶた同様、国民はその実験に惜しみのない拍手を送るだろうか。

そして、最後に述べたいことがある。アメリカは、同時多発テロの発生をもってイラクに軍隊を派兵した。当時の小泉政権はそれに呼応し、イラク戦争の地「サマワ」に自衛隊員を派遣(派兵)した。幸い全員無事の帰国を果たせた。しかし、不幸にして戦後初めての「戦死者」を出した場合を考えた国民が多かったと思う。それが「国葬」による「隊員の名誉の戦死」とかかげるだろうとの言葉がささやかれた所以である。政府はそのことを用意していたか

も知れない。さらに「靖国合祀」がある。それは「靖国の妻・母」の復活であった。

今般、さらに危険が拡大するだろう「駆けつけ警護」の任務を帯びた自衛隊員の派遣である。生死紙一重の任務である。あつてはならないことであるが、いかなる形であれ、戦後初めての戦死と、その家族に「名誉」を与えることがあつてはならない。

駆けつけ警護が、我が国の存立にかかわるのか

自衛隊の海外派遣を認めた憲法解釈と安保関連法の強行にあたつての国会論議がある。あらためて取り上げたい。

①わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる恐れがあること。②これを排除し国民の権利を守るために他に適当な手段がないこと。③それは必要最小限の実力行使に留まるべきこと」とこの言葉を何度聞いたであろうか。

今般「駆けつけ警護」を帯びる自衛隊員が派遣(派兵)されようとしている。それは「やつてはならない実験を再び青森駐屯隊に科すこと」それ以外何ものでもない。「歴史の罪が繰り返される」それは断じて許せない。

そして、稲田防衛大臣の実地調査が実現しなかった南スーダンの自衛隊基地の目と鼻の先で銃撃戦の起きたことが報道されている。あらためて参加の是非が問われなければならない。

